

1 適用

この特記仕様書は、「消防学校浄化槽保守点検業務委託」（以下「業務」という。）について定める。  
本特記仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

2 目的

浄化槽設備について、常に正常かつ良好な状態を維持するため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第8条による保守点検及び同法第9条による清掃を実施する。

3 業務場所

秋田県消防学校  
秋田県由利本荘市岩城内道川字築館1-1

4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 設備概要

合併処理浄化槽の概要  
信葉工機（株）製 ソイルシステムⅡ型-30  
処理方式 土壤被覆型接触ばっ気方式  
処理の対象 し尿及び雑排水  
容量及び対象人員 50m<sup>3</sup> 235人槽

6 業務内容

- (1) 保守点検は2週間に1回（年26回）実施する。
- (2) 消毒剤の投入は点検時に随時行う。
- (3) 浄化槽清掃は年1回実施する。
- (4) 年1回、放流水の水質分析を行い、その結果を提出すること。

7 業務担当者

業務担当者として、浄化槽法第45条第1項の規定による浄化槽管理士免状の交付を受けている者を配置すること。

8 提出書類

建築保全業務委託共通仕様書及び契約書に定める書類を、契約締結後速やかに提出すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。